

「業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則」の制定について（案）

規 則 案	備 考
<p>業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、会員及び特定業務会員（以下「会員等」という。）の業務及び財産の状況に関する説明書類（金融商品取引法第46条の4に規定する説明書類をいう。以下「説明書類」という。）の公表義務及びその方法を定めることにより、会員等の業務及び財産の状況の透明性を高め、もって顧客の投資判断の一助となすとともに、投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>（インターネットを利用した公表）</p> <p>第2条 会員等は、説明書類を作成したときは、金融商品取引法第46条の4に定めるところにより縦覧に供している又は公表しているかにかかわらず、速やかに次の各号に定めるいずれかの方法により、当該説明書類（次条第1項に基づき説明書類の記載事項を変更したものを含む。以下この条において同じ。）を公表しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 説明書類を自社のホームページに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。） 2 説明書類を本協会のホームページに掲載することを本協会に依頼する 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第46条の4に定める「インターネットの利用その他の方法」により公表している場合は、規則第2条第1項第1号の方法により公表していると考えられるので、法に基づく公表を行っていれば足りる。 ・第1項第1号の「その他のインターネットを利用した方法」には、例えば、会員等のグループ会社のホームページへの掲載等、検索サイト等で「会社名+“説明書類”（又は“ディスクロージャー誌”）」での検索により当該説明書類が閲覧可能となるウェブサイトへの掲載が考えられる。

規 則 案	備 考
<p>方法</p> <p>2 本協会は、前項第2号により会員等から依頼を受けた説明書類を本協会のホームページに掲載するとともに、前項第1号により公表している説明書類について、本協会のホームページを経由して閲覧できるようにするための措置を講じるものとする。</p> <p>(記載事項の変更)</p> <p>第3条 会員等（会社法第2条第6号に定める大会社を除く。以下この条において同じ。）は、前条第1項に定める公表を行うにあたっては、説明書類における「株式の保有数の上位十位までの株主（以下「上位十位株主」という。）の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合」の記載のうち、次の各号のいずれかに該当する個人株主（当該会員等の役職員を除く。）について、当該個人株主の「氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2項は、本協会のホームページを通じて、投資者が全ての会員の説明書類を閲覧できる環境を構築することを宣言している。 ・第1項で第2号を選択した会員等については、本協会のホームページに当該説明書類のPDFファイルを掲載する。第1号を選択した会員等については、当該会員等の説明書類の掲載場所（URL）を掲載する又は当該説明書類のPDFファイルを掲載する方法のいずれかを行う。 ・上記掲載は、当該会員等が定款施行規則第6条第1項第33号に基づき協会に提出した説明書類又は当該説明書類のリンク先のURLを協会ホームページに掲載する。したがって、本規定により、会員等が新たに協会に説明書類（又はリンク先のURL）を提出する必要はない。ただし、第3条の規定に基づき、個人株主の記載変更を行う会員等にあつては、当該記載変更した説明書類と記載変更しない説明書類の2種類を本協会に提出しなければならない。 ・地方の小規模証券会社においては、縁故者等で実質的に会社経営に関与していない者が上位10位以内の株主に含まれるケースが多いという実態に鑑み、会社の支配に大きな影響がないと考えられる個人株主については、氏名ではなく、個人であることを公表することができるようにするもの。 ・会社法第2条第6号に定める大会社とは、最終事業年度に係る貸

規 則 案	備 考
<p>名」に代えて「個人」と記載することができる。</p> <p>1 上位十位株主がそれぞれ有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が三分の二に達するまでの株主に該当しない個人株主</p> <p>2 総株主の議決権の百分の三未満の議決権を有する個人株主</p> <p>2 会員等は、前項の規定に基づき記載事項の変更を行うときは、説明書類と同じものであるとの誤解を与えないために必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則 (平 29. 〇. 〇)</p> <p>この規則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に最初に終了する事業年度に係る説明書類の公表から適用する。</p>	<p>借対照表において、資本金五億円以上又は負債総額が二百億円以上である株式会社をいう。</p> <p>・必要な措置は以下の内容を想定しており、別途、協会員通知を行う予定。</p> <p>①説明書類の表紙に、「本資料は、金融商品取引法で記載が義務付けられている事項のうち、株主の状況の記載の一部を省略したものである。」及び「法定記載事項が全て記載されたディスクロージャー誌（金融商品取引法第 46 条の 4 に基づき作成した「業務及び財産の状況に関する説明書」）は、当社の営業所又は事業所において閲覧することが可能である。」旨の注意書きを目立つように記載する。</p> <p>②説明書類の株主の状況を記載した箇所に、「一部の個人株主については、日本証券業協会の『業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則』に基づき、株主の氏名に代えて『個人』と記載している。」旨の注意書きを記載する。</p>